

徳島県外国人材受入環境整備事業補助金に係るQ&A

問1 法人の住所が県内にあるが、県外にある事業所で外国人材を雇用した場合でも補助対象になるのか。

答1 県内に本社や事業所を有していても、外国人材を受け入れた事業所が県外の場合は補助対象となりません。

問2 日本語教育、生活環境整備、インターンシップの3事業区分全てを補助金申請することは可能か。

答2 可能です。

問3 日本語講習会の開催日や生活環境改善事業として実施した空調設備の設置工事の着手日が補助金の交付決定前になった場合でも補助を受けることができるのか。

答3 補助金の交付決定前に事業に着手した場合は補助を受けることができません。申請後であれば、交付決定前でも工事の発注、購入申込等を行うこと自体は差し支えありませんが、交付決定を受けられなかった場合には自己負担となりますのでご注意ください。

問4 監理団体や登録支援機関、人材紹介会社が入国前に実施する日本語教育に係る費用は補助対象になるのか。

答4 この補助金は、外国人材を雇用する企業が、雇用している外国人材に対して独自に実施する日本語能力の向上を目的とする研修等の取組を支援するものであり、当該経費は対象としていません。

問5 日本語能力の向上を目的に実施する事業として、外国人技能実習制度における入国後講習は補助対象になるか。

答5 この補助金は、外国人材を雇用する企業が独自に実施する日本語能力の向上を目的とする研修等を補助対象としています。外国人技能実習制度における入国後講習等の法定研修の経費については補助対象となりません。

問6 自社で雇用する外国人材が個人でオンラインの日本語講座を申し込んでいるが、企業が代理で補助金申請することは可能か。

答6 この補助金は、企業が実施する日本語教育に対する補助金であり、外国人材個人へ直接補助金をお支払いすることはできません。また、雇用企業が受講費用を負担しない場合は補助対象となりませんので、単なる代理申請は受付できません。

問7 自社で雇用する外国人材が公共交通機関を利用して日本語教室に通学する場合、交通費は対象になるか。

答7 講座を受講する外国人材の交通費については、補助対象となりません。講座の受講料・テキスト代は補助対象となります。

問8 自社で日本語講習会やインターンシップ生への研修会や交流会を開催する予定だが、この場において講師や研修対象の外国人材にお茶や軽食を提供したいが補助対象になるか。

答8 飲食代については、補助対象とはなりません。

問9 自社で日本語講習会を開催するが、この場において自社の社員が講師となって日本語指導をする場合、講師が使用するテキスト代は補助対象になるか。

答9

講師が使用するテキスト代も補助対象となります。また、社員が日本語指導のため受講する日本語教師養成講座の受講料も対象となります。

ただし、当該社員が、教材を使用して継続的に日本語指導を行う体制を構築していることを証する資料等をご提供いただく必要があります。なお、その際の社員の時間外手当は補助対象外です。

問10 事業者が所有又は借り上げている宿舍の整備・改修費はどのような整備が補助対象になるか。

答10 この場合、住居への冷暖房設置、シャワー設備設置、トイレの洋式化など、建築物と一体となった設備の整備に関する費用が補助対象となります。個別具体的な補助対象については、お問い合わせください。

なお、宿舍の賃借に係る費用や不動産の購入に係る費用、家具や家電製品等の備品購入費用は補助対象とはなりません。

問11 在籍する全ての外国人労働者が帰国した場合、どのような手続きが必要になるのか。

答11 補助事業で取得した財産には、個々の財産の耐用年数があります。補助金にて整備した施設を申請時に目的としていた事業以外の事業に使用する場合等は財産処分に対して制限がかかる場合がありますのでご注意ください。個別具体的な事案については、お問い合わせください。

問12 インターンシップ参加者の宿泊費に朝食・夕食が含まれている場合、宿泊費全額補助対象になるか。

答12 飲食代については、補助対象とはなりません。食事なしプランを選択いただくか、食事代を差し引いた額を補助対象経費としてください。

問13 見積書や領収書に消費税込の金額しか記載されていないが、全額補助対象額としてよいのか。

答13 領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、当該金額を1.1で割り返した金額が補助対象となります。